

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第6備考第7項第1号ア中「164, 350円」を「168, 760円」に改め、同号イ中「202, 150円」を「207, 640円」に改め、同号ウ中「221, 050円」を「227, 080円」に改め、同号エ中「277, 750円」を「285, 400円」に改め、同号オ中「467, 800円」を「480, 880円」に改め、同項第2号ア中「234, 700円」を「241, 120円」に改め、同号イ中「310, 300円」を「318, 880円」に改め、同号ウ中「353, 350円」を「363, 160円」に改め、同号エ中「466, 750円」を「479, 800円」に改め、同号オ中「850, 000円」を「874, 000円」に改め、同項第3号ア中「85, 600円」を「87, 760円」に改め、同号イ中「131, 800円」を「135, 280円」に改め、同号ウ中「155, 950円」を「160, 120円」に改め、同号エ中「169, 600円」を「174, 160円」に改め、同号オ中「277, 750円」を「285, 400円」に改め、同号カ中「467, 800円」を「480, 880円」に改め、同項第4号ア中「90, 850円」を「93, 160円」に改め、同号イ中「170, 650円」を「175, 240円」に改め、同号ウ中「220, 000円」を「226, 000円」に改め、同号エ中「249, 400円」を「256, 240

円」に改め、同号オ中「466, 750円」を「479, 800円」に改め、同号カ中「850, 000円」を「874, 000円」に改める。

別表第8備考第4項第1号ア中「164, 350円」を「168, 760円」に改め、同号イ中「202, 150円」を「207, 640円」に改め、同号ウ中「221, 050円」を「227, 080円」に改め、同号エ中「277, 750円」を「285, 400円」に改め、同号オ中「467, 800円」を「480, 880円」に改め、同項第2号ア中「234, 700円」を「241, 120円」に改め、同号イ中「310, 300円」を「318, 880円」に改め、同号ウ中「353, 350円」を「363, 160円」に改め、同号エ中「466, 750円」を「479, 800円」に改め、同号オ中「850, 000円」を「874, 000円」に改め、同項第3号ア中「85, 600円」を「87, 760円」に改め、同号イ中「131, 800円」を「135, 280円」に改め、同号ウ中「155, 950円」を「160, 120円」に改め、同号エ中「169, 600円」を「174, 160円」に改め、同号オ中「277, 750円」を「285, 400円」に改め、同号カ中「467, 800円」を「480, 880円」に改め、同項第4号ア中「90, 850円」を「93, 160円」に改め、同号イ中「170, 650円」を「175, 240円」に改め、同号ウ中「220, 000円」を「226, 000円」に改め、同号エ中「249, 400円」を「256, 240円」に改め、同号オ中「466, 750円」を「479, 800円」に改め、同号カ中「850, 000円」を「874, 000円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第6及び別表第8の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

#### (提出理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の規定による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。